

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

---

日本の65歳以上人口は2040年（令和22年）を越えるまで、75歳以上人口（後期高齢者）は2055年（令和37年）まで増加傾向が続き、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方、本市における高齢化の傾向としては、65歳以上人口が2023年（令和5年）10月1日時点で28,601人、総人口に占める割合（高齢化率）は37.7%、75歳以上人口（後期高齢者）は15,791人で、総人口に占める割合は20.8%となっており、今後、高齢者数は減少していきませんが、高齢化率は上昇が続き、2030年（令和12年）には42.1%になると見込まれています。

このような状況の中、「岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」では、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムを、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤と位置づけ、在宅医療・介護連携の推進、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進などについて重点的に取組みを進めてまいりました。

このたび、現行計画の計画期間が終了を迎えることから、これまでの進捗状況を踏まえ、新たな課題に対応した「岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」を策定することとします。

## 2 計画の概要

---

### （1）計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」に該当します。この計画は、65歳以上のすべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいくくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る保健福祉施策全般を範囲とするものです。

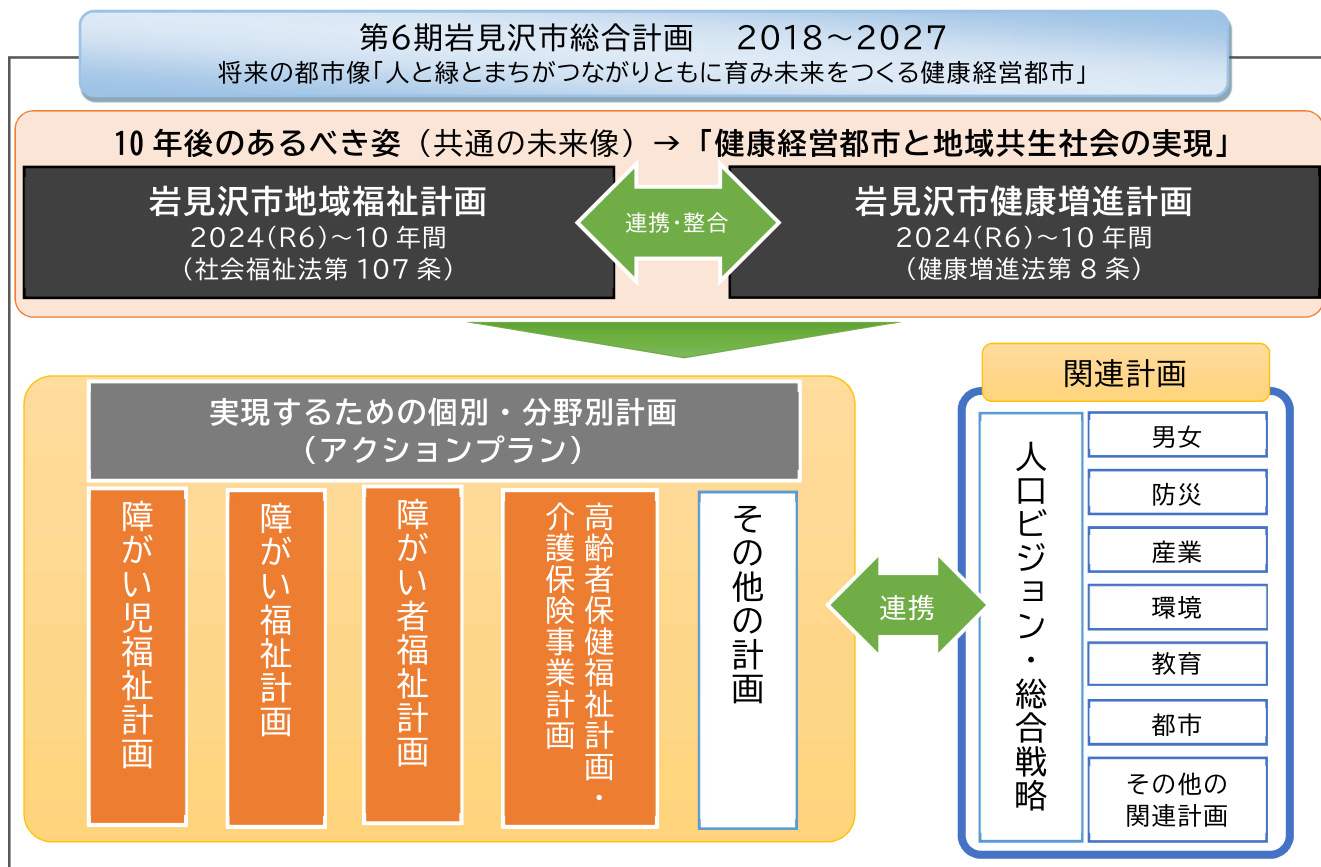
介護保険事業計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に該当します。この計画は、65歳以上の要介護等認定者（40～64歳における老化が原因とされる特定疾病者も含む。）が、できる限り住み慣れた家庭や地域で、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。

本市では、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者保健福祉施策の展開が期待されることから、両計画を一体的に

策定します。

また、本計画は本市のまちづくりの基本となる「第6期岩見沢総合計画」における地域福祉分野の施策を具体化した「岩見沢市地域福祉計画」（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画）の保健福祉関連分野の各種計画の1つとして、国の方針や北海道の高齢者支援計画、関連する本市の個別計画等と整合を図りながら策定します。

他計画との関係

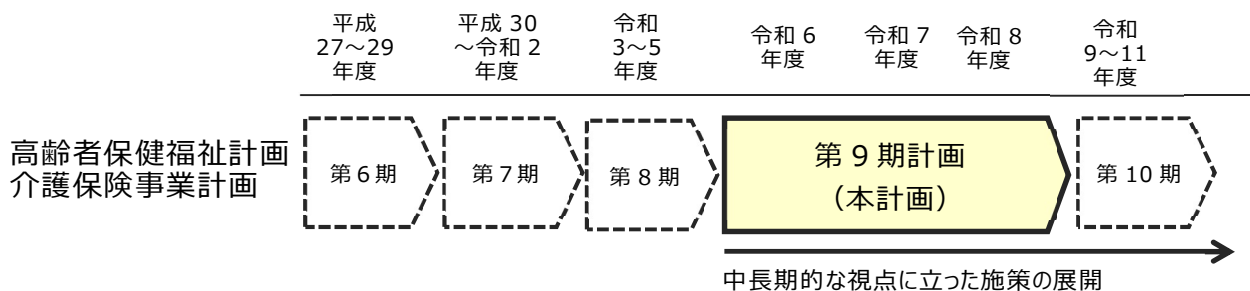


(2) 計画の期間

岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）は、2024年度（令和6年度）を初年度とし、2026年度（令和8年度）を目標年度とする3か年計画です。

なお、国や北海道による施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間



### (3) 日常生活圏域

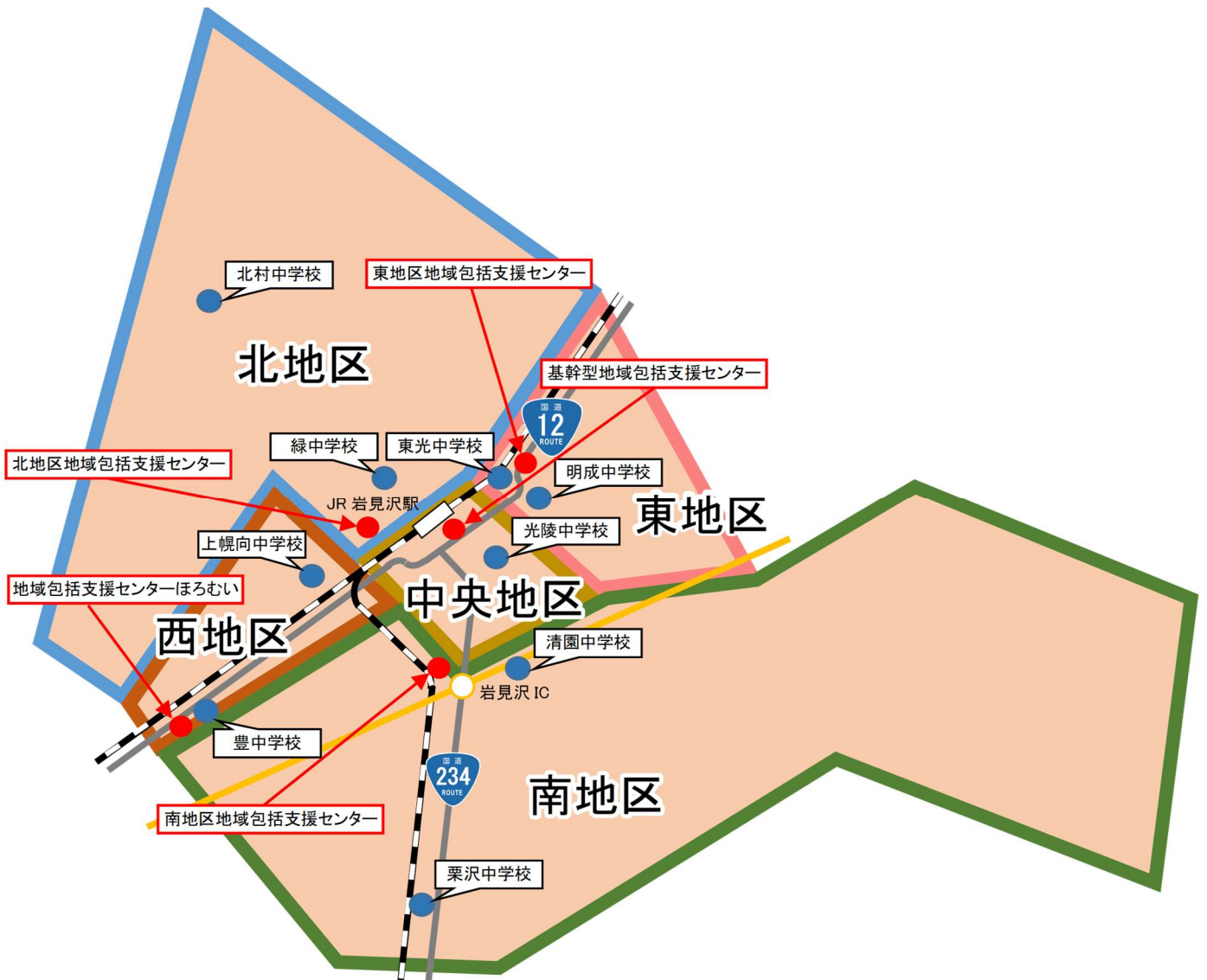
介護保険事業計画では、高齢者が日常生活を営んでいる圏域を単位としてサービス提供基盤の整備や介護サービスの量を見込むため、「日常生活圏域」を定めることとされています。本市では、地理的条件、人口、交通事情、サービス提供基盤の整備状況などを考慮し、概ね中学校区を単位として5つの日常生活圏域を設定しています。

第9期計画期間においても、住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、中学校の校区を単位として東西南北と中央(市街地)の5つを引き続き設定します。

日常生活圏域（5圏域）

地区	地域名	中学校区
東地区	東条丁目（一部）、西条丁目（一部）、東山（一部）、日の出町、日の出南、日の出北、日の出北、栄町、東町、東山町（一部）、元町、岡山町、峰延町、宝水町、かえで町、若駒	東光明成
西地区	上幌向町・上幌向条丁目、幌向町・幌向条丁目、中幌向町、御茶の水町、双葉町	豊上幌向
南地区	南町条丁目（一部）、緑が丘（一部）、志文町、志文本町条丁目、上志文町、下志文町、金子町、ふじ町条丁目、朝日町、清水町、奈良町、毛陽町、栗沢町全域	清園栗沢
北地区	北本町、北条丁目、桜木条丁目、稔町、西川町、緑町、若松町、有明中央、大願町、北村全域	緑北村
中央地区	東条丁目（一部）、西条丁目（一部）、美園条丁目、南町、南町条丁目（一部）、駒園、並木町、緑が丘（一部）、春日町、東山（一部）、東山町（一部）、鳩が丘、有明町南、大和町・大和条丁目	光陵

日常生活圏域(5圏域)



### 3 計画策定の体制

#### (1) 岩見沢市地域共生社会推進協議会

本計画の策定・進捗管理にあたっては、有識者や福祉関係団体、自治組織、その他市民団体等の代表者、公募による市民の代表者から構成される「岩見沢市地域共生社会推進協議会」において、幅広い意見を聞きながら行います。「岩見沢市地域共生社会推進協議会」は、健康福祉分野の垣根を超えた「一体的支援」による施策展開の実現に向けた協議の場であり、各種計画の策定及び進捗管理を一体的・継続的に行います。

#### (2) アンケート調査の実施概要

本計画の策定に向けて、その基礎資料とするために、厚生労働省が示した調査票を参考に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護人材確保に関する調査をアンケート方式により実施しました。また、計画期間におけるサービス基盤整備の参考とするために、介護サービス事業者施設等整備アンケートを実施しました。

調査の実施概要

項目	介護予防 ・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護人材確保 に関する調査	介護サービス事業 者施設等整備アン ケート
調査対象者	市内にお住まいの 65歳以上高齢者、 要支援1・2認定者 ※日常生活圏域・ 年齢層を均等に抽 出	市内にお住まいの (在宅)要支援・要 介護認定者、主な 介護者※無作為抽 出	市内の訪問・通所・ 居住系サービス事 業所及び施設	市内介護事業者
調査目的	高齢者の生活状況 を把握することで 地域課題を把握し、 目標設定に反映する。	「高齢者等の適切 な在宅生活の継 続」と「家族等介 護者の就労継続」 の実現に向けた介 護サービスの在り 方を検討する。	市内事業所におけ る介護従事者の状 況などを把握する とともに、今後の 介護人材の確保に 向けた取組みなど を検討する。	市内介護事業所の 新たな施設整備の 意向を確認し、地 域の介護保険サー ビス供給量の参考 とする。
調査方法	郵送による配付・ 回収、自己記入	認定調査時に実施	Eメールによる配 付・回収、自己記 入	Eメールによる配 付・回収、自己記 入
調査時期	R4.12～R5.1	R5.1～4	R5.2	R5.9
調査対象地区	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域
調査票配付数	2,000	260	112	69
回収票数	1,290	260	74	43
回収率	64.5%	100.0%	66.1%	62.3%

### **(3) 行政機関内部の体制**

市民に最も身近な自治体として、高齢者を対象とした保健福祉施策を総合的に推進するため、関係部局との協議及び連絡調整を図りました。

### **(4) パブリックコメントの実施**

計画内容について、市民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、2024年（令和6年）1月10日（水）から2024年（令和6年）1月29日（月）まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。